

戦争法廃止、消費税増税反対の署名を集め、会員・読者を増やしましょう!!

# 名古屋北部民商ニュース

2016年11月7日(月)発行

No.208

## 名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL [jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp](mailto:jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp)

## 青年部主催『開業セミナー』 参加した読者が入会



10月25日(火)、青年部主催の新規開業セミナーを8名の参加で開催しました。きっかけは、9月の青年部会での「開業希望の友人がいる」という橋本青年部長の一言でした。

「10月の会主催のなんでも相談会に誘ってみては」の意見から、開業したばかりの青年部員も対象にした開業セミナーへと、トントン拍子で企画が膨らみ、新聞折り込みチラシでも、開催を伝えることになりました。

当日は、橋本青年部長が司会を務め、事務局3名が「上手な資金の借り方(融資)」「税務対策・申告の

基礎知識(税金)」「自営業者に必要な社会保険制度の知識について(社会保険制度)」などの新規開業の人に関心の高いテーマで、15分ずつ話しました。参加者は入会したばかりの(当日入会者も)青年2人と、チラシを見ての、雑貨屋の開業を検討中の女性が1人。経営対策部長でもある、柳澤副会長も助言者として参加しました。

自己紹介のなかで、今月入会したMさんの奥さんが「皆さん、開業の時に民商さんと知り合えていて羨ましい。うちの場合、夫が突然勤め先を辞めて開業すると言いだし、知識もお金もなく不安だらけだった。開業した当時に、入会していればもう少し楽だったかも」と発言されました。

それに対し「民商は商売をやっていく上でなくてはならない所。何でも相談してください」と橋本青年部長。

柳澤副会長は「自分は、大学を出て就職も決まっていたのに親の病気で家

業を継がざるを得ず、同じように何も知らず苦労つづきだった。同業組合では、苦しいことを打ち明けれないが、民商では何でも話せる。中小業者は孤独だが、民商に来れば仲間ができるので頑張ってください」と激励しました。

総勢8名の「あったかい」な空気が流れる心地よい集まりになりました。

## いっしょに卓球やりましょう!!

婦人部では、わきあいあいと気楽に「卓球」をやっています。

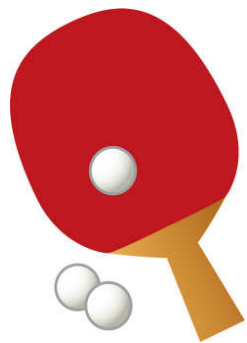
みなさんも、いっしょに楽しみませんか?

11月 9日(水)

11月22日(火)

夜7時~

民商事務所・3階



## 3つの署名にご協力を

11月は民商「秋の運動」総仕上げの月です。すべての会員が参加できる活動として署名運動があります。

これは憲法16条に規定された「請願権」にもとづく活動のひとつです。

「消費税10%増税反対、せめて5%に」

「日本を戦争する国にしないで」「国保、

介護の制度をよくしてほしい」という私たちの願いを署名に集め、国の悪政を変えていきましょう。

集まった署名は国会へ提出します。

11月中に、添付の封筒に入れてお近くの役員に預けていただくか、82円切手を貼って郵送してください。(切手代はご協力ください)

ご自分の署名をすでに出していただいた方は周りの方から署名を集めてくださるようお願いいたします。



15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。  
会費の集金は15日80%、月末100%になるようご理解、ご協力を!!

# 老いも若きも大ハッスル ボウリング大会

10月29日(土)夜、共済会主催の『ボウリング大会』が北区のキャッスルボウルで開催され、会員・家族35人が参加しました。

最年少は6歳、最高齢は8?才まで老若男女が優勝を狙って競いあいました。ボール選びから、レーンの感触の確認まで「真剣」そのもの。

ゲームが始まると、ストライクやスペアが出るたびに「やったあ!!」とガッツポーズに、「すごい」と拍手と歓声が絶えませんでした。時々起る「あーあ」の溜息は『溝掃除』(ガター)でした。

「出だしは好調だったのに、体力が続かず途中で失速してまった」人や、「勘



= 優勝した木本さん =

を取り戻した時には2ゲーム目も終盤だった」という人、「昔は家族で何時間も待ってやったもんだ」など、「真剣」かつ「わきあいあい」と楽しみました。

ゲーム後はパーティールームに移動して、軽食(サンドイッチ)を食べ、配られたスコアを見て「どうだった?」「ダメだった」など交流しながら、順位の発表を待ちました。

表彰式は共済会の大谷さんが司会を務め、井浪理事長が「仕事帰りでお疲れの中たくさんの方が参加いただきありがとうございます」です。共済会の加入者を増やす運動にもぜひ、協力下さい。『秋の運動』中です。会員、読者、婦人部、青年部を増やして下さい」と、あいさつしました。

その後、3位、2位、優勝が発表されるたびに大きな拍手に包まれました。優勝は山田支部の木本



森あやかちゃん(最年少)  
 「お米5kgもらったよ!!」  
 (全商連会著賞)

壽子さん。2位は山田支部の木本宏治郎さん。3位は黒川支部の森治樹さん。全商連会長賞(ブービー賞)は黒川支部の森あやかさんでした。この他6人に「飛び賞」が贈られました。優勝者にはお米10kgと民商会員のお店(7店)で使える「食事&買い物券」。さらに、安藤会長から寄贈されたトロフィーが贈られました。

「久しぶりにやった」「楽しかった」と好評でした。

## 中小企業法務プラス！ワンポイント

### 売掛金回収 ～ 相手が払ってくれない！⑤～

この項目の最終回は、相手が破産してしまっていて、支払能力がないことがはっきりしている場合についてです。

破産という手続は、本人(会社)が負う債務について支払不能であることを確認し、保有財産を調査・換価して、債権者に平等に配分(配当)する手続のことで、一般に言われる「倒産」というのとはちょっと違って、あくまでも裁判所が関与する法的手続です。

結論から言うと、相手が破産してしまった場合は、回収は極めて困難だと考えるしかありません。多くの破産事件を見てきましたが、配当率が5%あればすごく多い方だと思ってください。

手続としては、裁判所に債権額及び内容について届出(債権届)を出した後は、配当をひたすら待つしかありません。

もちろん換価～配当手続きの中で、破産管財人が見つけられない財産を知っているような場合には、積極的に裁判所あるいは管財人に報告して、すべての財産を配当の財源に供するよう働きかけることは重要です。

そのほか考えられるのは、個人破産の場合、最終的に破産者の「免責」決定を得ることが目的なのですが、この免責を不許可にするくらいです。

免責決定というのは、支払責任を免れさせるという決定で、これがあると一般の債権者に対しては一切払う必要がなくなります。

しかしながら、一定の場合、たとえば借金の主な原因がギャンブルであったり、債権者を騙してお金を借りていたり、財産を隠していたりなど、不誠実な行動が多く見られる債務者については、裁判所が免責を許可しないという結論を出すこともあります。

そのような事実を知っていたら、破産管財人や裁判所に対して告発して、免責されずに一生支払義務を残させる方向で動いてみることも可能かもしれませんが、実際には免責不許可はほとんど聞いたことがありませんので、破産されたらあきらめざるを得ないというのが現状です。

ですから、相手の動向をよく観察して、そうなる前に少しでも回収する努力が大切です。

2016年11月 弁護士 伊藤勤也(名古屋北法律事務所)

15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。  
 会費の集金は15日80%、月末100%になるようご理解、ご協力を!!